

令和元年度 第1回関市消防委員会

令和元年6月1日(土)
午前10時00分から
関市役所6階 6-2会議室

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 市長あいさつ
- (3) 消防委員自己紹介
- (4) 消防委員長の互選について
- (5) 消防副委員長の互選について
- (6) 審議事項
 - 1) 消防委員会について
 - 2) 関市消防団の概要について
 - 3) 令和元年度消防団事業について
 - 4) 令和元年度消防団関係予算について
 - 5) 退職報奨金および出動手当の改正(案)について
 - 6) 女性分団の設立(案)について
 - 7) その他
- (7) 閉会

関市消防委員会委員名簿

任期：令和元年6月1日～令和3年5月31日

1号委員（学識経験を有する者）

| 役職 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|----|-------|-------|--------------|
| | 道家 直樹 | 関市小迫間 | 元中濃消防組合消防長 |
| | 藤井 晃 | 関市常盤町 | 元関市消防団副団長 |
| | 石場 公章 | 関市洞戸 | 元関市消防団洞戸方面隊長 |
| | 多田 壽夫 | 関市小瀬 | 関市消防団長 |

2号委員（市民団体の代表者）

| 役職 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|----|-------|-------|---------------|
| | 小川 寿一 | 関市肥田瀬 | 関市防災指導員連絡協議会長 |
| | 佐藤恵美子 | 関市西仙房 | 関市女性防火クラブ会長 |
| | 遠藤 俊三 | 関市肥田瀬 | 関市自治会連合会長 |

3号委員（産業経済団体の推薦による者）

| 役職 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|----|-------|------|------------|
| | 坂井 一弘 | 関市本町 | 関商工会議所専務理事 |

4号委員（市民公募による者）

| 役職 | 氏名 | 住所 | 備考 |
|----|-------|------|----|
| | 小川さおり | 関市栄町 | |
| | 菊山 讓 | 関市大杉 | |

関市消防委員会について

■役割

消防団員の服務及び待遇並びに消防施設の改善その他消防団の活性化等に関する事項について審議します。

会議は、年間2回程度

その他、消防団の行事への参加（操法大会、出初式 等）

■定員数

10人以内

■任期

任期は2年間（令和元年6月1日～令和3年5月31日）

■消防委員会委員の選考等

関市消防団の課題は、平成17年2月に合併してからは組織の再編、車両・車庫の適正配置、処遇改善というところに重きを置いていましたが、消防団再編計画において方面隊の廃止による分団制の実施、団員定数の見直し、出動手当の改善などを実施してきました。

これからの消防団の大きな課題は、「消防団員の確保」であり、特に昼間の消防力の低下をいかに防ぐかということになります。

そこで、消防団員の確保、消防団活動の活性化等については、経験者、関係団体、自治会、産業経済団体、一般市民、団員の家族など、広い分野からご協力をいただかなくてはならないという考えのもと消防委員を選考しました。

○関市附属機関設置条例

平成25年12月25日関市条例第68号

改正

平成27年3月26日条例第3号

平成27年10月26日条例第36号

平成28年3月10日条例第1号

平成29年3月16日条例第1号

平成29年3月16日条例第6号

平成29年6月21日条例第15号

関市附属機関設置条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は他の条例に定めるもののほか、市長又は教育委員会(以下「執行機関」という。)の附属機関を別表のとおり設置する。

(附属機関の名称等)

第2条 附属機関の名称、所掌事務、委員の定数及び委員の構成は、別表に定めるとおりとし、執行機関の附属機関の委員は、当該執行機関が委嘱し、又は任命する。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項については、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年関市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

3 関市児童発達支援センター条例(昭和47年関市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年3月26日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年関市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年10月26日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年関市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成28年3月10日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年関市条例第3号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成29年3月16日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 関市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和42年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成29年3月16日条例第6号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年6月21日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第1条、第2条関係）

市長の附属機関

(消防委員会 抜粋)

| 名称 | 所掌事務 | 委員の定数 | 委員の構成 |
|---------|--|-------|---|
| 関市消防委員会 | 消防団員の服務及び待遇並びに消防施設の改善その他消防に関する事項について審議し、市長に意見を述べること。 | 10人以内 | (1) 学識経験を有する者 (2) 市民団体の代表者 (3) 産業経済団体の推薦による者 (4) 市民公募による者 (5) その他市長が必要と認める者 |

○関市消防委員会規則

平成26年3月31日関市規則第37号

関市消防委員会規則

関市消防委員会規則（昭和40年関市規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、関市附属機関設置条例（平成25年関市条例第68号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、関市消防委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、条例別表市長の附属機関の部関市消防委員会の項委員の定数欄に掲げる定数以内の委員で組織し、委員会の委員は同項委員の構成欄に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱し、又は解任することができる。

（1）職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（2）職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。

（3）委員としてふさわしくない非行があったとき。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。ただし、前条第1項の規定により委員長が互選されるまでの間に開催される委員会の会議については、市長が招集する。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

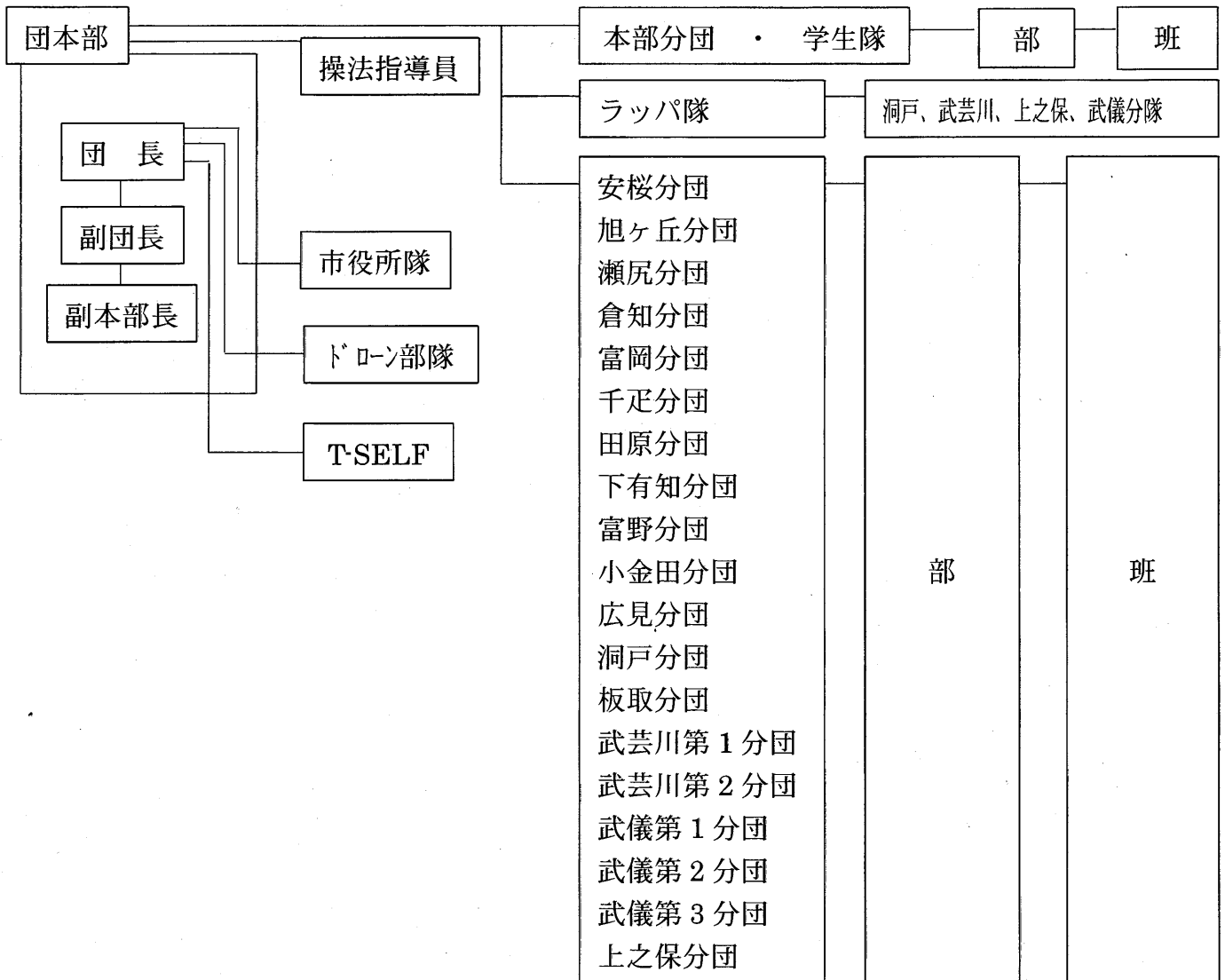
2 この規則の施行の日以後最初に委嘱された委員会の委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成27年5月31日までとする。

3 関市行政組織規則（昭和58年関市規則第23号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

関市消防団の概要について

●現在の関市消防団組織図



○平成17年2月

関市消防団は、平成の大合併を契機に、旧関市・洞戸村・板取村・武芸川町・武儀町・上之保村の6つの消防団による関市連合消防団として運営を開始した。

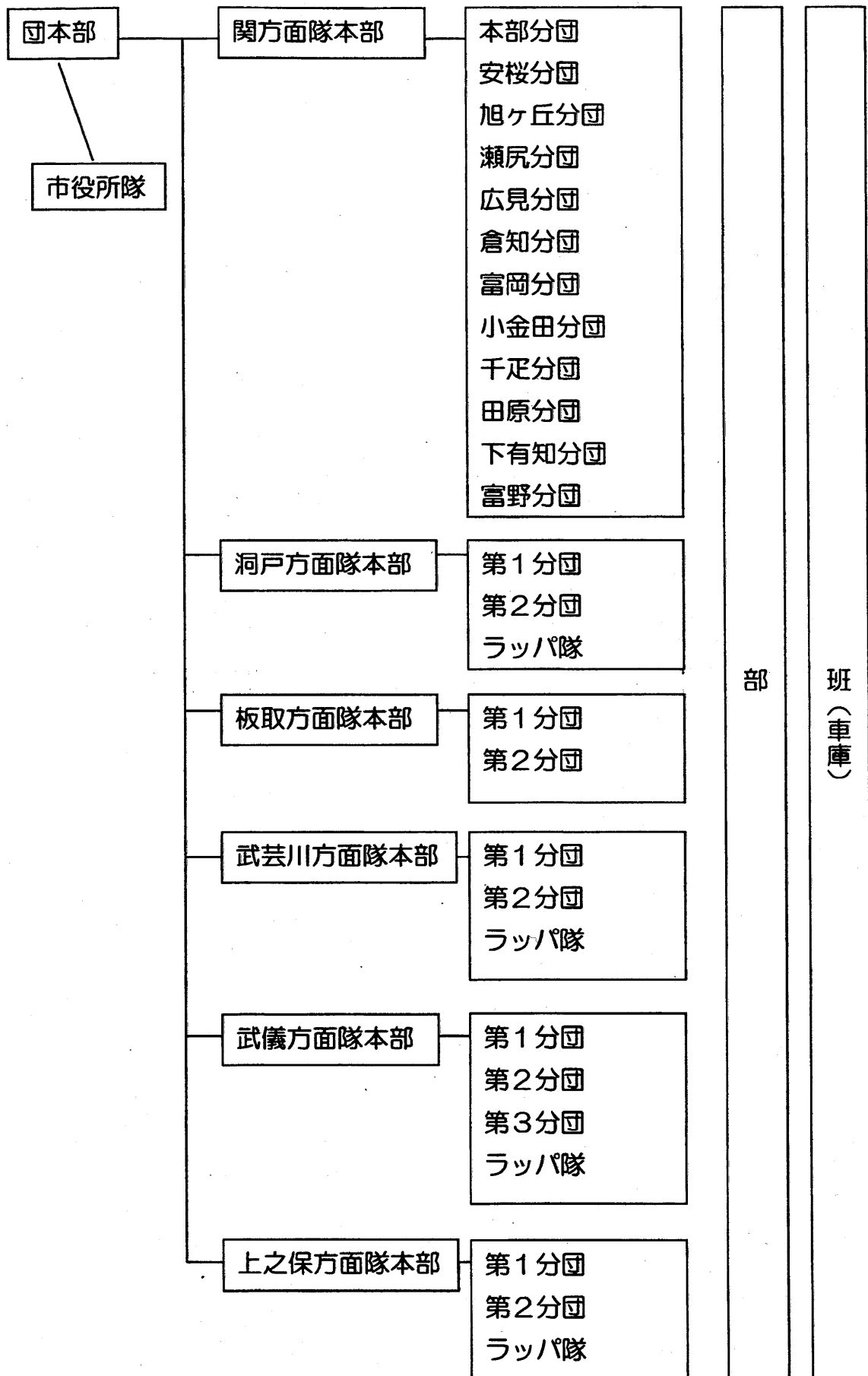
○平成18年4月

組織を統合・再編し、6つの方面隊からなる「関市消防団」を発足した。

○平成26年4月

6つの方面隊を廃止し、分団制とした。

●平成25年当時の関市消防団組織図



消 防 分 団 の 現 勢

(平成31年4月1日現在)

| 区 分 | | 人 員 | | | 機 械 | | | | |
|--|--------------------|-----------|-------|------------------|-------------|------|---------------------|-----|---|
| | | 定 数 | 現有人員 | うち 災害支援 団員 | 消 防 ポ ン プ | | 小型動力 ポンプ付 積載車 | その他 | |
| | | | | | 消 防 ポンプ車 | 小型動力 | | | |
| 合 計 | | 1,250 | 1,166 | 208 | 20 | 6 | 72 | 2 | |
| 団 本 部 (T-SELF含む) | | | 40 | 0 | | 1 | | 1 | |
| 関 市 消 防 団 (地 域 別) | 小 計 | | 592 | 27 | 12 | 0 | 40 | 1 | |
| | 本 部 分 団 (学生隊含む) | | 48 | | 1 | | 1 | 1 | |
| | 安 桜 分 団 | | 29 | 1 | 1 | | 2 | | |
| | 旭ヶ丘分団 | | 32 | 2 | 1 | | 3 | | |
| | 瀬尻分団 | | 52 | 1 | 1 | | 3 | | |
| | 倉知分団 | | 52 | | 1 | | 7 | | |
| | 富岡分団 | | 66 | 10 | 1 | | 4 | | |
| | 千疋分団 | | 21 | | 1 | | 1 | | |
| | 田原分団 | | 67 | 4 | 1 | | 5 | | |
| | 下有知分団 | | 78 | | 1 | | 4 | | |
| | 富野分団 | | 46 | | 1 | | 4 | | |
| | 小金田分団 | | 81 | 9 | 1 | | 5 | | |
| | 広見分団 | | 20 | | 1 | | 1 | | |
| | 洞 戸 | 小 計 | | 68 | 28 | 1 | 5 | 8 | 0 |
| | | 洞 戸 分 団 | | 68 | 28 | 1 | 5 | 8 | |
| 板 取 | 小 計 | | 74 | 41 | 1 | 0 | 6 | 0 | |
| | 板 取 分 団 | | 74 | 41 | 1 | | 6 | | |
| 関 市 消 防 団 (地 域 別) | 武 芸 川 | 小 計 | 149 | | 2 | 0 | 7 | 0 | |
| | | 第 1 分 団 | 78 | | 1 | | 4 | | |
| | | 第 2 分 団 | 71 | | 1 | | 3 | | |
| | 武 儀 | 小 計 | 124 | 48 | 3 | 0 | 7 | 0 | |
| | | 第 1 分 団 | 55 | 22 | 1 | | 3 | | |
| | | 第 2 分 団 | 33 | 16 | 1 | | 2 | | |
| | | 第 3 分 団 | 36 | 10 | 1 | | 2 | | |
| | 上 之 保 | 小 計 | 119 | 64 | 1 | 0 | 4 | 0 | |
| | | 上 之 保 分 団 | 119 | 64 | 1 | | 4 | | |

関市消防団団員数の推移

| | 総数 | | | | | 充足率 |
|-------|-------|-------|--------|-----|--------|-------|
| | | 基本団員 | 災害支援団員 | 学生隊 | T-SELF | |
| 平成24年 | 1,184 | 1,126 | 58 | | | 90.0% |
| 平成25年 | 1,150 | 1,088 | 62 | | | 92.0% |
| 平成26年 | 1,117 | 1,055 | 62 | | | 89.4% |
| 平成27年 | 1,165 | 1,028 | 109 | 28 | | 93.2% |
| 平成28年 | 1,165 | 995 | 130 | 30 | 10 | 93.2% |
| 平成29年 | 1,155 | 981 | 129 | 35 | 10 | 92.4% |
| 平成30年 | 1,169 | 951 | 174 | 35 | 9 | 93.5% |
| 平成31年 | 1,166 | 907 | 208 | 36 | 15 | 93.3% |

※定員 1,315人→1,250人（平成25年10月1日から）

■ 関市消防団再編計画の取り組み

◆ はじめに

平成25年8月に策定した「関市消防団再編計画」は、組織の再編や、車両及び車庫などの施設の集約による適正な配置を進めることによって、消防団がより活動しやすい環境づくりを進めていくもので、団員の減少、社会経済情勢の変化等消防団の置かれた環境が大きく変化し、今後のさらなる人口減少に対応可能な体制づくりを進めていかなければならないという考えのもとに策定した。

◆ 目的

今後の更なる人口減少に対応可能な体制づくりを進めるもの。

1. 組織の再編、車両・詰所などの施設の集約による適正な配置
2. 消防団が活動しやすい環境づくり
3. 組織の統合再編・広域化により団員数確保の負担軽減を図るとともに、初動体制の強化を図る。
4. 新耐震基準（S56.6.1 施行）に合うよう耐震化を図る。

◆ 計画の期間

平成25年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする3年間の計画とした。（平成25年8月策定）

◆ 再編計画の主な内容

- ① 方面隊制度の廃止
- ② 団員定数の見直し
- ③ 団員報酬・手当等の見直し
- ④ 車両、詰所・車庫等の適正配置
- ⑤ 詰所・車庫の耐震化
- ⑥ 消防団員アンケート調査結果

◎平成25年度以降の取り組み

①方面隊制度の廃止（平成26年4月から実施）

合併後、関市の消防団は、各旧市町村の枠組みの6つの方面隊で構成されていた。そこで、方面隊を廃止し団本部直下に21の分団を置くことで、真に関市消防団として1つの団組織となった。

②団員定数の見直し（平成25年10月に条例改正）

単に定数を減らす方向で検討したものではなく、それまでの定数1,315名が、合併前の旧消防団の定数を合計した数であり、またそれぞれの定数が旧「消防力の基準」に基づいたものであったので、これを合併後の関市の状況と現在の「消防力の基準」により算出し、1,250名（△65名）に改正した。

③団員出動手当等の見直し（平成26年度実施）

出動手当・・・1,000円から1,500円に改正し、団員の処遇改善に努めた。

④車両、詰所・車庫等の適正配置 及び

⑤詰所・車庫の耐震化

④と⑤については、同時進行で順次進めている。

車庫の耐震化については、平成27年度末では完了に至っていないが、消防団車庫・車両更新計画を作成し順次実施している。

なお、詰所・車庫の集約は、必ずしも車庫の新築あるいは更新が必要となるわけではなく、二つの施設のどちらかを継続使用して集約を図る場合もある。

車両は、車庫の統合・廃止に合わせて整理をしていく予定をしており、車検が満了になるものから順に減らしていくよう計画している。

・詰所・車庫・・・117棟を88棟にする（△29棟）

・車両・・・・・・・・112台を92台にする（△20台）

ポンプ車 21台、積載車 67台、軽積載車 24台

⑥消防団員アンケート調査結果を踏まえた改善

(ア) 消防団の課題は？

1位、2位 「新規加入者が少ない」、「分団の人数の減少」

4位 「市民の消防団への理解が十分でなく勧誘が難しい」

(イ) どうしたら活性化するか？

1位 「活動しやすい条件整備」

2位 「消防活動に関係がない行事等の活動を見直す」

5位以下 「若者や学生の参加」、「女性参画が必要、女性消防団員の活がしやすい環境整備」

これを受け、消防団組織の活性化と消防団への即戦力である次世代の育成を目的に、平成27年度に「関市消防団学生隊」を発足した。

また、市内の事業所から選出された女性団員を中心に組織し、火災の予防・啓発に努め、大規模災害時には後方支援を行うこと、および消防団組織の活性化を目的として、平成28年度に「T-S E L F」を発足した。

そして、サラリーマン消防団員が活動しやすい環境を整えることや、被雇用者が入団しやすくなるよう「関市消防団協力事業所表示制度」の普及を推進し、令和元年5月末現在で45事業者を登録した。

(ウ) 家族の立場から消防団活動についてどう考えるか？

1位 「地域のつながりができる」

2位 「消防団に時間がとられ家族に負担を感じる」

これを受け、消防団の市操法大会の練習について、ゴールデンウィーク期間は練習をしないという申し合わせや、年末夜警の時間を短縮するなどの改善を図り、ご家族の負担や家族の時間を増やす努力をした。

◎今後の取り組み

＜組織＞

今後、団員数が更に減少し、著しく団活動への支障をきたすこととなった場合は、組織再編計画の第2段階である「広域的」な分団の統合なども視野に入れて組織の再編を検討していく。

＜詰所・車庫、車両＞

統廃合により使われなくなった耐震性のない車庫・詰所あるいは老朽化した車庫・詰所の取壊しにつきましては、「公共施設等総合管理計画」の中で、取壊し計画を立てて進めている。

（参考）

公共施設等の撤去については、「公共施設等総合管理計画」に組み込むことで、地方債の特例措置により、合併特例債（95%）の充当ができる。

また、新築については、同じく公共施設等総合管理計画に組み込むことにより、過疎地域では過疎債の充当（100%）ができ、それ以外の地域では合併特例債（95%）が充当できる。

消防団車庫・車両更新計画

H31.4.1現在

| 分団名 | 再編後の車庫数 | 現在の車庫数 | 車庫名 | H30年度末使用状況 | 更新計画 | 再編後の車両数 | 現在の車両数 | 現在の配備車両 | |
|-----|---------|--------|------|------------|--------------|---------|--------|------------|-------------|
| 本部 | 2 | 2 | 山ノ手 | 使用 | 現状維持 | 2 | 0 | | |
| | | | 住吉 | 使用 | 現状維持 | | 2 | ポンプ車、ポート積載 | |
| 安桜 | 3 | 3 | 本町 | 使用 | 現状維持 | 3 | 1 | 積載車 | |
| | | | 稲口 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 軽積載車 | H27更新(軽) |
| | | | いろは町 | 使用 | 現状維持 | | 1 | ポンプ車 | H29更新 |
| 旭ヶ丘 | 4 | 5 | 黒屋 | 使用 | 現状維持 | 4 | 1 | 積載車 | |
| | | | 塔ノ洞 | 未使用 | 黒屋に統合→地元譲渡希望 | | | | |
| | | | 吉野町 | 使用 | 将来は移転更新 | | 1 | 軽積載車 | H27更新(軽) |
| | | | 本郷 | 使用 | 現状維持 | | 1 | ポンプ車 | H27更新 |
| | | | 桜ヶ丘 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 軽積載車 | H29更新(軽) |
| 瀬尻 | 4 | 4 | 北部 | 使用 | 現状維持 | 4 | 1 | ポンプ車 | |
| | | | 南部 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 軽積載車 | |
| | | | 緑ヶ丘 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 軽積載車 | H28武儀響野から移管 |
| | | | 池尻中央 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | H28更新 |
| 広見 | 2 | 2 | 拠点 | 使用 | 現状維持 | 2 | 1 | ポンプ車 | |
| | | | 新拠点 | 使用 | H26新築 | | 1 | 軽積載車 | |
| | | | 北山 | H29撤去 | 用途廃止 | | | | |
| 倉知 | 7 | 7 | 久郷 | 使用 | 現状維持 | 7 | 1 | ポンプ車 | |
| | | | 下倉知 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 軽積載車 | |
| | | | 熊之段 | H30譲渡 | 下倉知に統合 | | | | |
| | | | 藤谷 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 軽積載車 | |
| | | | 桐谷 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | H27更新 |
| | | | 山崎 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 軽積載車 | |
| | | | 福栄 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | H28安桜分団から |
| 巾 | 使用 | 現状維持 | 1 | 軽積載車 | H29八神から移管 | | | | |
| 富岡 | 5 | 5 | 鋳物師屋 | 使用 | 現状維持 | 5 | 1 | ポンプ車 | |
| | | | 平賀 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | |
| | | | 上肥田瀬 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 軽積載車 | |
| | | | 中村 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | |
| | | | 島 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 軽積載車 | |
| 小金田 | 6 | 6 | 小屋名 | 使用 | 現状維持 | 6 | 1 | ポンプ車 | |
| | | | 新山田 | 使用 | H28建替 | | 1 | 軽積載車 | |
| | | | 保戸島 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | H28板取加部から移管 |
| | | | 上白金 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 軽積載車 | H28武儀西洞から移管 |
| | | | 下白金 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | H29明ヶ島から移管 |
| | | | 拠点 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 軽積載車 | |
| 千足 | 2 | 2 | 拠点 | 使用 | 現状維持 | 2 | 1 | ポンプ車 | |
| | | | 新拠点 | 使用 | H27新築 | | 1 | 軽積載車 | |
| | | | 本郷 | H30譲渡 | 用途廃止 | | | | |
| 田原 | 6 | 7 | 西田原 | 使用 | 現状維持 | 6 | 1 | ポンプ車 | |
| | | | 大杉 | 使用 | H25増改築 | | 1 | 積載車 | |
| | | | 東田原 | 使用 | H27増改築 | | 1 | 積載車 | H27板取松谷から移管 |
| | | | 下迫間 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | H29更新 |
| | | | 小迫間 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 軽積載車 | |
| | | | 上迫間 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | |
| | | | 野田 | 未使用 | 用途廃止→地元譲渡希望 | | | | |
| 下有知 | 5 | 5 | 長保寺 | 使用 | 現状維持 | 5 | 1 | 積載車 | |
| | | | 山王 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | |
| | | | 今宮 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | |
| | | | 東志摩 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 軽積載車 | H28武儀水成から移管 |
| | | | 中組 | 使用 | 現状維持 | | 1 | ポンプ車 | |

消防団車庫・車両更新計画

| 分団名 | 再編後の車庫数 | 現在の車庫数 | 車庫名 | H30年度末使用状況 | 更新計画 | 再編後の車両数 | 現在の車両数 | 現在の配備車両 | |
|------|---------|--------|----------|------------|---------------|---------|--------|---------|------------|
| 富野 | 5 | 8 | 西神野 | 使用 | 現状維持 | 5 | 1 | ポンプ車 | |
| | | | 小坂 | 未使用 | 志津野に統合→地元譲渡希望 | | | | H28志津野へ移管 |
| | | | 志津野 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 軽積載車 | H28小坂から移管 |
| | | | 日立 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | |
| | | | 今藤 | 未使用 | 日立に統合→H31取壊 | | | | |
| | | | 小野・八神 | 使用 | H28新築 | | 1 | 積載車 | |
| | | | 小野 | 未使用 | 用途廃止→H31取壊 | | | | 軽積載車 |
| 八神 | H30取壊 | 用途廃止 | | | | H29巾へ移管 | | | |
| 本郷 | 使用 | 現状維持 | 1 | 軽積載車 | | | | | |
| 洞戸1 | 6 | 7 | 新菅谷 | 使用 | H26新築 | 7 | 1 | 積載車 | |
| | | | 上菅谷 | H29取壊 | 用途廃止 | | | | |
| 下菅谷 | | | H30取壊 | 用途廃止 | | | | | |
| 市場 | | | 使用 | 現状維持 | 1 | | 積載車 | | |
| 洞戸2 | | | 新尾倉 | 使用 | H29新築 | | 1 | ポンプ車 | 千疋から移管 |
| | | | 尾倉 | H30取壊 | 用途廃止 | | 1 | 積載車 | |
| | | | 新飛瀬 | 使用 | H29建替 | | 1 | 積載車 | |
| | 栗原 | H30返却 | 飛瀬に統合 | | | | | | |
| | 大野 | 使用 | H31新築→廃止 | 1 | 積載車 | | | | |
| 黒谷 | 使用 | | | | | | | | |
| 高賀 | 使用 | 現状維持 | 1 | 軽積載車 | | | | | |
| 板取 | 6 | 9 | 白谷 | 使用 | 現状維持 | 7 | 1 | 積載車 | |
| | | | 門出 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | |
| | | | 松谷 | 未使用 | 門出に統合→地主譲渡希望 | | | | |
| | | | 加部 | 未使用 | 門出に統合→地主譲渡希望 | | | | |
| | | | 新中切 | 使用 | H27新築 | | 2 | 積載車 | |
| | | | 中切 | H28取壊 | 用途廃止 | | | | |
| | | | 保木口 | H29譲渡 | 用途廃止 | | | | |
| | | | 杉原 | 未使用 | 用途廃止→地元譲渡希望 | | | | |
| | | | 田口 | H28取壊 | 用途廃止 | | | | |
| | | | 上ヶ瀬 | 使用 | 現状維持 | | 1 | ポンプ車 | |
| 島口 | 使用 | H27新築 | 1 | 軽積載車 | | | | | |
| 門原 | H29取壊 | 用途廃止 | | | | | | | |
| 岩本 | 使用 | 現状維持 | 1 | 軽積載車 | | | | | |
| 武芸川1 | 9 | 9 | 寺尾 | 使用 | 現状維持 | 9 | 1 | 軽積載車 | |
| | | | 谷口 | 使用 | 現状維持 | | 1 | ポンプ車 | |
| | | | 宇多院 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | |
| | | | 一色・森本 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 軽積載車 | H27更新(軽) |
| 平 | | | 使用 | 現状維持 | 1 | | 積載車 | H27更新 | |
| 武芸川2 | | | 小知野 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | |
| | | | 八幡 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | |
| | | | 高野 | 使用 | 現状維持 | | 1 | ポンプ車 | |
| | | | 跡部 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | H27上之保から移管 |

消防団車庫・車両更新計画

| 分団名 | 再編後の車庫数 | 現在の車庫数 | 車庫名 | H30年度末使用状況 | 更新計画 | 再編後の車両数 | 現在の車両数 | 現在の配備車両 | | | |
|-------|---------|--------|-------|------------|------------|---------|-----------|----------|-----------|-------|--|
| 武儀 1 | 10 | 10 | 武儀倉 | 使用 | 現状維持 | 10 | 1 | 積載車 | | | |
| | | | 雁首礼 | H28返還 | 用途廃止 | | | | | | |
| | | | 粟野 | 使用 | H25新築 | | 1 | 積載車 | | | |
| | | | 大洞町 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 軽積載車 | | | |
| | | | 水成 | H28返還 | 用途廃止 | | | | H28東志摩へ移管 | | |
| | | | 祖父川 | H28返還 | 用途廃止 | | | | | | |
| 武儀 2 | | | 1 | 岩山崎拠点 | 使用 | | 現状維持 | 1 | ポンプ車 | H28更新 | |
| | | | | 温井 | 使用 | | 現状維持 | 1 | 軽積載車 | | |
| 武儀 3 | | | 1 | 間吹・拠点 | 使用 | | 現状維持 | 1 | 積載車 | | |
| | | | | 若栗 | 使用 | | 現状維持 | 1 | ポンプ車 | | |
| | 戸丁 | 使用 | | 新築予定 | 1 | 積載車 | | | | | |
| | 大門 | H28返還 | | 用途廃止 | | | | | | | |
| | 殿村・拠点 | 使用 | | 現状維持 | 1 | ポンプ車 | | | | | |
| | 西洞 | H28返還 | | 用途廃止 | | | H28上白金へ移管 | | | | |
| 上之保 | 4 | 6 | 上野 | 使用 | 現状維持 | 5 | 1 | 積載車 | H28緑ヶ丘へ移管 | | |
| | | | 轡野 | H28返還 | 用途廃止 | | | | | | |
| | | | 鳥屋市 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | | | |
| | | | 行合 | 使用 | 現状維持 | | 1 | 積載車 | | | |
| | | | 新川合 | 使用 | H27新築 | | 2 | ポンプ車、積載車 | | | |
| | | | 川合 | H28売却 | 用途廃止 | | | | | | |
| | | | 自動車 | 未使用 | 用途廃止→H31取壊 | | | | | | |
| | | | 明ヶ島 | H30取壊 | 用途廃止 | | | | H29下白金へ移管 | | |
| 船山・宮脇 | 1 | 船山 | 使用 | H26新築 | 1 | 積載車 | | | | | |
| | | 宮脇 | H29取壊 | 用途廃止 | | | | | | | |
| | | 船山 | 未使用 | 用途廃止→H31取壊 | | | | | | | |
| 団本部 | 1 | 1 | 関消防署 | 使用 | 現状維持 | 2 | 1 | 本部広報車 | | | |
| 市役所隊 | 1 | 1 | 市役所車庫 | 使用 | | 1 | 1 | 広報車 | | | |
| | | | | | | | 1 | 多機能 | | | |
| | | 88 | 99 | | | 92 | 92 | | | | |

| | |
|-------|----|
| 車庫総数 | 99 |
| うち使用中 | 88 |
| 〃 未使用 | 10 |
| ※取壊済等 | 21 |

関50、洞7、板6、芸9、儀10、上4、団本1、市役所1
関5、板3、上2

- ・再編計画策定時 (H25. 8) 車庫総数：117棟 (洞戸市場を1として)
- ・再編後車庫総数：88棟 (洞戸市場を1として)

| | |
|-------|----|
| 車両総数 | 92 |
| ポンプ車 | 20 |
| 積載車 | 41 |
| 軽積載車 | 27 |
| 多機能 | 1 |
| ボート積載 | 1 |
| 本部広報車 | 1 |
| 広報車 | 1 |

※廃車予定 4

- ・再編前車両総数 112台
- ・再編後車両総数 92台

■関市消防団学生隊について

◇目的

消防団組織の活性化と、卒業後に地元などへ戻り消防団へ再入団する際に即戦力となりうる次世代の担い手を育成することを目的として、平成27年度に発足した。

◇現状

関市内の大学に在籍する学生（2年生以上の学生、教職員1名を含む）による隊とし、所属分団は本部分団とする。

定員は30名。現在は、中部学院大学の36名が所属している。

◇任務

大規模災害の後方支援、消防団PR活動、人材育成事業（救急救命講習、防災講習、規律訓練等）、火災予防運動、市が主催する訓練・研修への参加

◇課題

- ・ほとんどの学生が強化部に所属しており、忙しく活動時間がとれない。
- ・人材育成となりうる研修等を実践し、長く続く組織とする。
- ・学生にとってプラスになる活動（やりがい、メリット）

◇学生消防団員活動認証制度の実施（平成30年4月から）

・学生として消防団に属し、真摯かつ積極的に活動に参加した学生を市長が認証することで、就職活動を支援するもの。

◇これからの方針

- 1) 「学生消防団員活動認証制度」を普及し、学生の就職支援に繋げたい。そのために、防火防災・技術習得の研修を充実させる。
- 2) 防災の知識や技術を習得してもらい、各地域のDIG訓練や防災訓練に参加し、指導的人材として活動してもらいたい。
- 3) 学生隊の意見を聞き、活動内容や活動方法を協議していく。
- 4) 一般の学生から学生隊を募れるようなPRを検討する。

関市消防団学生隊の活動

平成 29 年度の活動

- 4/1 辞令交付式
- 4/23 新入団員訓練（規律訓練・資機材取扱い）
- 5/23 中部学院大学防災訓練（初期消火、避難誘導、救助及び応急手当）
- 6/4 関市操法大会（防災バス展示、写真コーナー案内・防災啓発活動）
- 10/29 関市総合防災訓練（防災啓発活動）
- 1/8 関市消防出初式
- 1/21 関市駅伝競走大会（選手・消防団PR活動）
- 3/4 救急救命講習及び放水訓練 T-SELF（企業別女性団員）合同

平成 30 年度の活動

- 4/1 辞令交付式
- 4/22 新入団員訓練（規律訓練・資機材取扱い）
- 5/18 DIG 訓練（災害図上訓練） 関市立関商工高等学校 T-SELF 合同
- 6/3 関市操法大会（防災バス展示、写真コーナー案内・防災啓発活動）
- 6/16 HUG 訓練（避難所運営訓練） 関市立関商工高等学校 T-SELF 合同
- 1/6 関市消防出初式
- 1/20 関市駅伝競走大会（選手・消防団PR活動）

平成 31 年度の活動

- 4/2 辞令交付式
- 4/14 新入団員訓練（規律訓練・資機材取扱い）

今後の活動

救急救命講習・炊き出し訓練
秋・春の全国火災予防運動（広報） 等を計画中。

■ ^{チー} ^ム ^セ ^ル ^フ T - S E L F (企業別女性団員)について

◇目的

市内の事業所から選出された女性団員を中心に組織し、火災の予防・啓発に努め、大規模災害時には後方支援を行うこと、および消防団組織の活性化を目的として、平成28年度に発足した。

名前のTは、チーム、Sは関市、Eはエキサイト、Lはレディー、Fはファイヤーファイティングを意味する。区別は機能別団員とし、任期は基本2年間とする。

◇現状

令和元年度 現在 15名所属 (班長1名 団員14名)

| | | | |
|------------|----|-----------------|----|
| カイインダストリーズ | 3名 | (株)ブリヂストン関工場 | 2名 |
| めぐみの農業協同組合 | 2名 | 社会福祉法人 美谷会 美谷の里 | 3名 |
| 関信用金庫 | 2名 | 関市役所 | 3名 |

◇任務

大規模災害時の後方支援、消防団PR活動、人材育成事業(救急救命講習、防災講習、規律訓練等)、火災予防運動、市が主催する訓練・研修への参加

◇課題

- ・ T - S E L F を選出していただける企業数を増やしたい。
- ・ 企業の代表として活動するので、個人だけでなく企業にとっても敷居が高い
- ・ 入って良かったと感じてもらえるような研修・訓練の充実。
- ・ 行事への参加だけでなく、定期的・自主的な訓練や集まりの仕組みづくり

◇これからの方針

- 1) 企業内の火災や災害が減少するよう、企業内・地域内の防火・防災リーダーとして活躍してもらうため、救急法講習、防災講習を計画し、知識や技術の習得を支援していく。
- 2) 女性ならではのソフトな面を活かして、住民に対しての防災教育及び応急手当の普及指導員として活躍していく。
- 3) 式典や行事以外にも活動する場を増やし、各種災害に対応できる実践的な訓練や研修を行っていく。
- 4) 板取女性・一般公募女性と統合し、女性分団を設立。(令和元年度中)

チーム セルフ
T-SELFの活動

29年度の活動実績

- 4/1 辞令交付式
- 4/23 新入団員訓練（規律訓練・資機材取扱い）
- 6/4 関市操法大会（司会、防災バス展示、写真コーナー案内・防災啓発活動）
- 6/16 HUG 訓練（避難所運営訓練） 関市立関商工高等学校合同
- 8/1 DIG 訓練（災害図上訓練）・HUG 訓練（避難所運営訓練） 教職員合同
- 9/10 中濃連合同演習（HUG 訓練）
- 10/8 刃物まつり（消防団PR活動）
- 10/29 関市総合防災訓練
- 11/16～17 全国女性消防団員活性化広島大会
- 1/8 関市消防出初式（司会）
- 1/21 関市駅伝競走大会（選手・消防団PR活動）
- 2/24 中濃ブロック消防協会会長会 女性消防団員傾聴研修
- 3/4 救急救命講習及び放水訓練 中部学院大学学生隊合同

30年度の活動実績

- 4/1 辞令交付式
- 4/22 新入団員訓練（規律訓練・資機材取扱い）
- 5/18 DIG 訓練（災害図上訓練） 関市立関商工高等学校 学生隊合同
- 6/3 関市操法大会（司会、防災バス展示、写真コーナー案内・防災啓発活動）
- 6/16 HUG 訓練（避難所運営訓練） 関市立関商工高等学校 学生隊合同
- 10/7 刃物まつり（消防団PR活動）
- 11/9～10 全国女性消防団員活性化滋賀大会
- 1/6 関市消防出初式
- 1/20 関市駅伝競走大会（選手・消防団PR活動）
- 2/23 中濃ブロック消防協会会長会 女性消防団員研修（災害時のトイレ使用）
- 3/14 岐阜県消防学校 女性消防団員スキルアップ研修

31年度の活動実績

- 4/2 辞令交付式
- 5/14 DIG 訓練（災害図上訓練） 関市立関商工高等学校

今後の活動

秋・春の全国火災予防運動（広報）、防災講習、炊き出し訓練
初期消火訓練、住民に対しての防火・防災意識の普及活動等を計画中

■関市消防団ドローン（小型無人機）部隊

◇目的

ドローン（小型無人機）の機動力を活かし、水難事故現場等で要救助者を上空から捜索するとともに、山林火災現場等での延焼状況や災害状況などを把握、撮影することを目的とする。

平成27年12月14日に発足した。

消防団で配置したのは、全国初。

◇組織

関市消防団員及び関市役所危機管理課員から人員を選出し、「関市消防団ドローン部隊（以下 ドローン部隊）」を結成する。

現在12名（消防団10名、危機管理課2名）

◇機体の保有

関市消防団として2機保有し、関市消防団と中濃消防組合消防本部にそれぞれ1機ずつ配備している。

◇出動対象

- (1) 災害現場における情報収集
- (2) 水難事故、山岳救助などの人命捜索
- (3) 関市消防団長が必要と認めた時

◇操縦者

- ・操縦者はドローン部隊員のみとする。
- ・操縦者は、ドローン操作に必要な教育訓練講習を受講したものとする。（独自でドローン操縦技術講習修了証を発行）
- ・操縦者は定期的に操縦訓練（月に2回程度）を行い、有事の際に出場できるよう準備すること。
- ・操縦者は航空法を理解し定められた飛行のルールを遵守すること。航空法の改正などがあった場合講習会を随時開催することとする。

◇出動手順

- ・関市消防団長から要請のあった場合、ドローン部隊長は直ちに人員を選定し、出動させる。危機管理課へ集結し現場へ出動する。
 - ・出動順位は関市消防団員、危機管理課員の順番とする。
- モニターを確認しながらの操縦となるため原則2名1組で出動・操作する。

◇飛行方法

- (1) 指さし呼称で周囲の安全、操作を確認すること。
- (2) 日中において飛行させること。
- (3) 飛行中は周囲の状況を目視により常時監視すること。
- (4) 人又は物件との間に距離を保って飛行させること。
- (5) その他、国土交通省航空局「航空法第 132 条の 3 の適用を受け無人航空機を飛行させる場合の運用ガイドライン」を熟知し飛行させること。

◇活動実績

28.7.6 中濃消防組合潜水土隊合同訓練

※川底へ要救助者に見立てた人形を沈め、ドローンで上空から人形を捜索し、発見すると目印として上空にとどまり、ボートで接近した潜水土隊が救助する訓練。

28.10.17 水難救助出動（板取川 関市洞戸地内）※初めての実出動

29.01.09 出初式 ※河川での一斉放水を撮影し、ホームページに掲載。

29.01.23 中濃消防組合潜水土隊合同訓練（NHK 取材）

29.03.25 火災出動（関市塔ノ洞地内 ゴルフ場） ※延焼確認

29.11.12 行方不明者の捜索（関市津保川河川敷） ※発見に至らず

30.04.22 林野火災出動（関市神野地内） ※延焼確認

30.07.08-12 平成 30 年 7 月豪雨の被害状況確認（板取・富野・武儀）

30.07.15 水難救助出動（長良川 関観光ホテル前）

30.09.13 行方不明者の捜索（関市板取地内） ※発見に至らず

R 1.05.03 行方不明者の捜索（関市池尻地内） ※発見に至らず

○このほか、毎月 4 回の点検及び飛行訓練（団 2 回・危機 2 回）をしている。

◇課題

- ・操縦技術や安全管理については、経験や勉強を重ねなければならない。
- ・落下事故等がないよう、安全運行に努める。
- ・近年ドローンに関する規制等が厳しくなっている。

◇これからの方針

- 1) 操縦者の技術向上を支援し、安全を第一に運用する。
- 2) 水難事故現場で要救助者の早期発見ができるよう、中濃消防組合、関警察署、美濃土木事務所などの関係機関との連携により訓練を重ねる。
- 3) 最新事例の研修等により、ドローンを消防団活動にいかす。

■ 関市消防団市役所隊について

◇ 目的

・消防団の団員の高齢化やサラリーマン化など、昼間の消防力強化のため、関市役所本庁舎に勤務する消防団員による「関市消防団市役所隊」を新たに編制。

多くの消防団員が勤務する市役所は、消防団員の出動態勢がいち早くとることができ、消火活動にあたることは、市民生活において大きな安心感をもたらす。

◇ 組織

・関市消防団市役所隊は、市役所（本庁）に勤務する現役消防団員による、20分団混成による隊とし、所属分団との兼務。

平成31年度は現役消防団員21名により10人/1班として2班を編制。（1名は隊長）

◇ 出動対象

・平日の勤務時間内（8：30～17：15）に発生した、建物火災、林野火災に出動。（1週間毎の単位での当番制）

※所属分団での活動を優先するため、火災発生地域以外の者が市役所隊として出動。

◇ 管轄区域

・関市全域

◇ 出動方法

・庁内放送により火災発生を隊員に知らせ、参集した最小4人編成により出動。

◇ 使用車両

・関市消防団本部分団の多機能型車を使用。保管場所を市役所に変更。

◇ 指揮命令系統

・火災現場では団長の指揮の下に行動。

◇ 市役所隊の役割

- ・初期消火活動
- ・基本的に消防署又は消防団の後方支援にまわる。

◇ 特記事項

【関市消防団市役所隊結団式】

- ・関市消防団市役所隊結団式を平成22年10月18日に関市役所芝生広場で開催。
- ・関市消防団が有するラッパ隊の吹奏を随所に織り交ぜながら、各方面隊は「纏」を掲げ、市役所隊の新たな編制とともに、消防団の更なる結束を誓った。

◇ 活動実績

- ・毎年、中濃消防組合職員（危機管理課出向中）から指導を受け、放水訓練を実施。
- ・毎週月曜日に車両・小型ポンプ・その他積載品の点検及び車両走行訓練を実施。

平成31年度関市消防団年間行事予定表

H 31. 4. 1現在

| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----|---------|-----------|----------------|----|---------------------------|----------------|----------------|--------|---------|--------|----------|
| 1 | 操法自薦期間 | 操法大会準備 | | | | 分団長会議 | | | | 分団指揮課程 | 火災予防運動 |
| 2 | 辞令交付式 | 操法大会 | | | | | | | | 特別点検 | |
| 3 | | | | | | | | 分団長会議 | | | |
| 4 | | | | | | | | | 出初式準備 | | |
| 5 | | | 県大会抽選会 | | | 初級幹部科 | | | 出初式 | | 分団長会議 |
| 6 | | | | | | | | | | | |
| 7 | | 友の会意見交換会 | | | | | | | | | |
| 8 | | 操法個別指導① | | | | | | | | 上級幹部科 | |
| 9 | 分団長会議 | 操法個別指導② | | | | | 火災予防運動 定例表彰 | | | | |
| 10 | | 操法個別指導③ | | | | | | | 新年合同懇親会 | | |
| 11 | | 操法個別指導④ | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | 刃物まつり | | | | | |
| 13 | | 操法個別指導⑤ | 操法短期入校 | | | | | | | | |
| 14 | 新入団員訓練 | 団本部会議 | | | | | | | | らっぱ隊会議 | |
| 15 | | 操法個別指導⑥ | | | | | | | | | |
| 16 | らっぱ隊会議 | 分団長会議(抽選) | 操法激励会 分団長会議 | | | 安全運転講習 指導員科 | | | | | |
| 17 | | 防火フェア | | | | | | | | | |
| 18 | | 操法個別指導⑦ | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | 現場指揮課程 | らっぱ隊会議 | | | | |
| 20 | 指導員科 | | | | | | | | | | |
| 21 | | 操法個別指導⑧ | | | | | | | 分団長会議 | | |
| 22 | | 操法個別指導⑨ | | | | | | | | | 新幹部研修 |
| 23 | | 個別指導予備日 | | | | | | | | | |
| 24 | 新旧役員懇親会 | 個別指導予備日 | | | | | 幹部研修 | | | | |
| 25 | | 個別指導予備日 | | | | | | | | | |
| 26 | | 操法開放日 | | | | | | 年末夜警激励 | | | |
| 27 | 操法自薦期間 | | | | | | | 年末夜警激励 | 文化消防火子 | | |
| 28 | | | | | | | | | | | |
| 29 | | | | | 中濃連合合同 研修 (S-KYI研修) | | | | | | |
| 30 | | | | | | | | | | | |
| 31 | | | | | | | | | | | 4/1辞令交付式 |

消防委員出席依頼行事

第64回関市消防操法大会実施要綱

1 目 的

この大会は、消防団の消防技術の向上と士気の高揚を図るとともに、火災の鎮圧等消防活動を迅速、かつ、適切に行なうことを目的とする。

2 主 催

関 市
関市消防協会

3 協 賛

関市消防友の会

4 日 時

令和元年6月2日(日) 午前8時00分(小雨決行)

5 場 所

関市若草通1丁目 中濃公設地方卸売市場 北側駐車場

6 消防操法種別

ポンプ車操法

7 操法要領

この要綱及び「第68回岐阜県消防操法大会実施要領」に準ずるものとする。

8 審 査

「第68回岐阜県消防操法大会審査要領」による。

9 表 彰

審査結果に基づき次のとおり表彰する。(ポンプ車操法)

| | |
|-------------|--|
| 優 勝 (1位) | 名誉大会長優勝盾 関市消防協会長優勝旗 賞状、金メダル、消防友の会副賞、副賞(加入奨励) |
| 準優勝 (2位) | 関市消防協会長準優勝カップ(持ち回り) 賞状、銀メダル、消防友の会副賞 |
| 優秀賞 (3位) | 関市消防協会長入賞旗 賞状、銅メダル、消防友の会副賞 |
| 優良賞 (4位～6位) | 関市消防協会長優良賞状 消防友の会副賞 |

個人の部

| | |
|------|--------------|
| 最優秀賞 | 消防友の会会長賞状、記章 |
| 優秀賞 | 消防友の会会長賞状、記章 |
| 優良賞 | 消防友の会会長賞状、記章 |

10 県大会への出場

本大会のポンプ車操法で優勝した分団は、関市代表として令和元年8月4日(日)高山市で開催される「消防感謝祭」第68回岐阜県消防操法大会に出場するものとする。

11 出場コース

出場コースは、本部席側からA・Bコースとする。
出場コース、出場予定時間は、別紙のとおり。

12 大会の延期

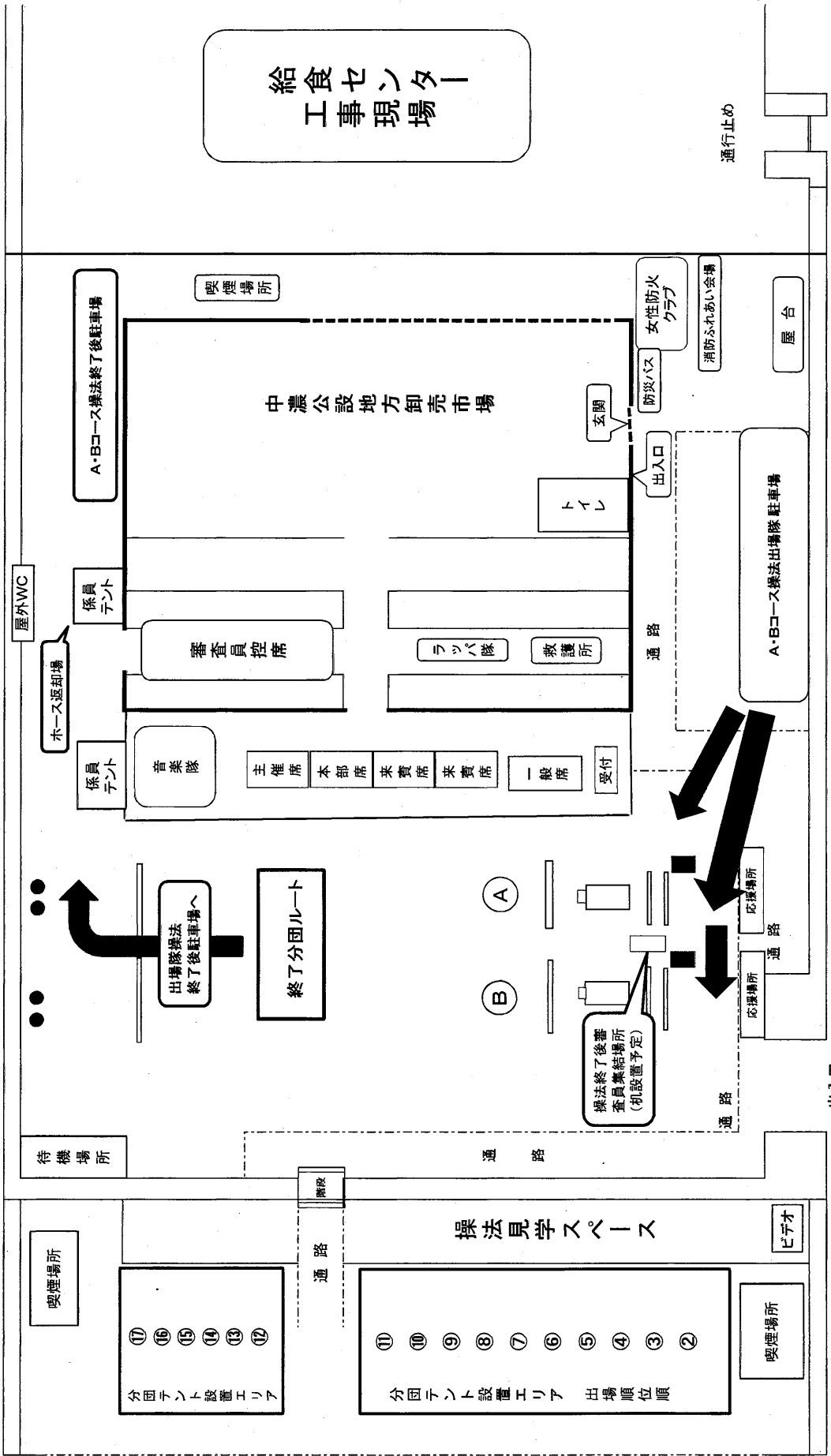
地震、台風、豪雨等により災害が発生した場合または災害発生の恐れがある場合は大会を延期する。

大会延期の場合の関係者への連絡は、事務局から行なう。午前5時に決定しメール配信で連絡します。

13 その他

- (1) 大会当日は、係員以外のコース内への立ち入りを禁止する。
- (2) 操法実施中の隊員に指示を与えないこと。
- (3) 操法実施中の見学にあたっては、ミスをやじるようなフェア精神に反することはしないこと。
- (4) 関市消防団員としての心構えを自覚し服装などの乱れがないよう各分団徹底すること。

会場全体図



駐車禁止エリア (JA・ATM利用者用)

消防車両面駐車場
来賓駐車場

JA

大会次第

- 7 : 3 0 出場隊受付完了
- 7 : 4 5 集 合
- 8 : 0 0 開 会 式 (入場行進)
- (1) 団旗入場
 - (2) 開会のことば
 - (3) 優勝旗・準優勝カップ返還
 - (4) 名誉大会長式辞
 - (5) 大会長あいさつ
 - (6) 審査長指示
 - (7) 選手宣誓
 - (8) 来賓紹介
- 8 : 3 0 操 法 開 始
- 1 3 : 0 5 操 法 終 了 予 定
- 1 3 : 3 5 閉 会 式
- (1) 成績発表
 - (2) 表 彰
 - (3) 講 評
 - (4) 来賓祝辞
 - (5) 万歳三唱
 - (6) 閉会のことば
- 1 4 : 0 5 解 散

第64回関市消防操法大会出場順位表

| 出場順位 | 分団名 | コース | 操法開始予定時間 |
|------------------------|-------|-----|----------|
| 1 | 倉知 | A | 8:30 |
| 2 | 富岡 | B | 8:43 |
| 3 | 板取 | A | 8:56 |
| 4 | 千疋 | B | 9:09 |
| 5 | 武芸川第2 | A | 9:22 |
| 6 | 小金田 | B | 9:35 |
| 休憩(9:48 ~ 10:03 15分間) | | | |
| 7 | 下有知 | A | 10:03 |
| 8 | 上之保 | B | 10:16 |
| 9 | 富野 | A | 10:29 |
| 10 | 武芸川第1 | B | 10:42 |
| 11 | 旭ヶ丘 | A | 10:55 |
| 12 | 武儀B | B | 11:08 |
| 休憩(11:21 ~ 11:41 20分間) | | | |
| 13 | 洞戸 | A | 11:41 |
| 14 | 田原 | B | 11:54 |
| 15 | 安桜 | A | 12:07 |
| 16 | 武儀A | B | 12:20 |
| 17 | 広見 | A | 12:33 |
| 18 | 瀬尻 | B | 12:46 |

第68回 岐阜県消防操法大会

- 1 目的
消防団員の消防技術の向上と士気の高揚を図ることを目的とする。
- 2 主催
岐阜県
一般財団法人岐阜県消防協会
- 3 共催
高山市
高山市消防協会
- 4 後援
公益財団法人日本消防協会
一般財団法人消防試験研究センター（予定）
- 5 日時
令和元年8月4日（日） 午前8時00分（小雨決行）
- 6 会場
高山市丹生川町北方2635-7 「飛驒エアパークヘリポート」

令和元年度消防団関係予算について

(単位：千円)

| 区 分 | 令和元年度 | 平成30年度 | 前年 増減率% | 主 な 内 容 の 説 明 |
|-----------------------|---------|---------|------------|-------------------------|
| ■ 非常備消防費 | 144,504 | 142,475 | 1.4 | 報酬 25,903 |
| | | | | ・消防委員報酬 130 |
| | | | | ・消防団員 25,773 |
| | | | | 災害補償費 1,500 |
| | | | | ・消防団員等公務災害補償費 |
| | | | | 報償費 54,334 |
| | | | | ・報償金（消防団員退職報償金等） 53,192 |
| | | | | ・報償品（永年勤続表彰記念品等） 1,142 |
| | | | | ◎団長表彰記章（精勤章） |
| | | | | 旅費 6,517 |
| | | | | ・費用弁償（消防団員出場手当等） 6,348 |
| | | | | ・普通旅費（視察研修等） 169 |
| | | | | 需用費 6,293 |
| | | | | ・消耗品費 5,704 |
| | | | | ・燃料費 138 |
| | | | | ・食糧費 280 |
| | | | | ・印刷製本費 171 |
| | | | | 役務費 152 |
| | | | | ・手数料 |
| | | | | 委託料 1,764 |
| | | | | ・消防音楽隊運営 |
| | | | | ・消防団出初式放水会場整備 |
| | | | | 使用料及び賃借料 125 |
| | | | | ・有料道路通行料 119 |
| | | | | ・駐車場使用料 6 |
| | | | | 備品購入費 2,200 |
| ◎操法用可搬ポンプ等 | | | | |
| 負担金補助及び交付金 45,716 | | | | |
| 事業負担金 | | | | |
| ・退職報償基金 1,250人 24,000 | | | | |
| ・公務災害補償共済基金 2,688 | | | | |
| 団員 1,250人 | | | | |
| 一般 89,153人 | | | | |
| ・消防学校入校 延べ45人 45 | | | | |
| ・県少年消防クラブ運営指導協議会 11 | | | | |
| 事業補助金 | | | | |
| ・消防友の会 280 | | | | |
| ・消防団運営 18,239 | | | | |
| ・関市幼年消防クラブ連絡協議会 253 | | | | |
| ・関市女性防火クラブ 200 | | | | |

(単位：千円)

| 区 分 | 令和元年度 | 平成30年度 | 前年 増減率% | 主 な 内 容 の 説 明 | |
|---------|---------|--------|------------|--|--------|
| ■ 消防施設費 | 118,375 | 61,047 | 93.9 | 旅費 | 239 |
| | | | | ・普通旅費 | |
| | | | | 需用費 | 16,771 |
| | | | | ・消耗品費 | 2,393 |
| | | | | ・燃料費 | 2,251 |
| | | | | ・光熱水費 | 3,972 |
| | | | | ・修繕料 | 8,155 |
| | | | | 役務費 | 3,174 |
| | | | | ・手数料 | 1,019 |
| | | | | ・保険料 | 2,155 |
| | | | | 委託料 | 243 |
| | | | | ◎東山1丁目地内草刈 | |
| | | | | ・消火栓電柱共架移設、撤去 | |
| | | | | 使用料及び賃借料 | 25 |
| | | | | ・施設借上料 | |
| | | | | 工事請負費 | 24,350 |
| | | | | ・消火栓看板設置工事 | |
| | | | | ・ホース乾燥塔取壊し工事(倉知) | |
| | | | | ◎防火水槽取壊し工事(倉知、迫間、富之保) | |
| | | | | ・消防団車庫解体工事(富野小野、 富野今藤、上之保自動車、上之保船山) | |
| | | | | ◎東志摩消防ホース乾燥塔設置工事 | |
| | | | | ◎地下式防火水槽設置工事(市平賀) | |
| | | | | 原材料費 | 10 |
| | | | | ・補修材料費 | |
| | | | | 備品購入費 | 60,000 |
| | | | | ・ポンプ車 1台(本部) | |
| | | | | ・積載車 1台(田原) | |
| | | | | ・軽積載車 3台(富岡、下有知、小金田) | |
| | | | | ・可搬ポンプ 4台 | |
| | | | | 負担金補助及び交付金 | 11,300 |
| | | | | 事業負担金 | |
| | | | | ・消火栓取付工事 19箇所 | 9,500 |
| | | | | ・消火栓修繕等 3箇所 | 1,800 |
| | | | | 公課費 | 2,263 |
| | | | | ・自動車重量税 61台 | |

退職報奨金および出動手当の改正（案）について

1 関市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の

一部改正

■消防団員の定員について

- 現行1,250人 → 基本団員1,000人、機能別団員250人
- 公務災害共済の掛金の基準となる団員を総団員（1,250人）とし、退職報奨金の共済契約の掛け金の基準となる団員を、基本団員（1,000人）とする。

■出動手当（1回の出動の額）について

- 1,500円 → 火災・災害・警戒・訓練時 2,000円
その他の出動 1,500円

2 関市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例

の一部改正

■消防団員の退職報奨金の支給要件について

- 退職報奨金の支給対象から機能別団員を除外する

女性分団の設立（案）について

◇目的

市内の女性団員を中心に組織し、火災の予防・啓発に努め、大規模災害時には消防団活動の後方支援を行うこと、また消防防災知識の研鑽と各種訓練に努め、市の防災減災を担うことを目的とする。

◇任務

大規模災害時の後方支援、消防団PR活動、人材育成事業（救急救命講習、防災講習、規律訓練等）、火災予防運動、市が主催する訓練・研修への参加

◇編成

※令和元年度女性分団発足時

○関市消防団 板取分団 女性団員（7名）

○関市消防団 団本部 T-SELF（15名）

カイインダストリーズ 3名 (株)ブリヂストン関工場 2名

めぐみの農業協同組合 2名 社会福祉法人 美谷会 美谷の里 3名

関信用金庫 2名 関市役所 3名

○一般公募による応募者

◇これからの方針

- 1) 女性ならではのソフトな面を活かした活動。
※市民に対する防災講習、避難所運営補助活動など
- 2) 式典など消防団行事での司会や事務局サポート。
※制服、活動服などの貸与品支給
- 3) 災害時（火災・捜索など）の後方支援活動。
※地域及び近隣で発生した災害時に可能な場合出動する
- 4) 地域及び企業内での防火・防災リーダーとしての活動。
※訓練や研修で知識や技術を習得し、フィードバックする
- 5) 消防団PR活動。
※各種消防団行事等でのPR活動

◇待遇について

基本団員とすることで、現行の出動手当に加え、分団への運営補助金、団員報酬を支給。また、退職報奨金の支給についても基本団員と同様とする。